◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３０５号（H27.　6. 26）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（６月１８日～６月２５日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの衝突事故
（３）乗合バスと軽乗用車の正面衝突事故
（４）乗合バスの車内事故②
（５）法人タクシーの踏切事故
（６）法人タクシーの死傷事故
２.「不正改造車を排除する運動」強化月間中です！
３.乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
４．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
７．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
８．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１１．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１５．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、バスが信号停止から微速にて発進したところ、立っていた乗客が転倒した模様。

（２）乗合バスの衝突事故
６月２２日（月）午後１時５６分頃、福井県の市道において、同県に営業所を置く乗合バス（コミュニティバス）が乗客３名を乗せて運行中、住宅の壁に衝突した。
この事故により、乗客１名が重傷を負い、乗客２名及びバスの運転者が軽傷を負った。
事故は、報道によると、センターラインのない直線道路において、バスの運転者はハンドル操作を誤り、道路右側のブロック塀に衝突した模様。

（３）乗合バスと軽乗用車の正面衝突事故
６月２３日（火）午後３時３４分頃、長崎県の国道において、 同県に営業所を置く乗合バス（乗客なし）が運行中、対向の軽乗用車と正面衝突した。
この事故により、軽乗用車に乗っていた者のうち、１名が死亡し、運転者及び１名が重傷、１名が軽傷を負った。なお、バスの運転者に怪我はない。
事故は、片側１車線の道路において、軽乗用車が中央線を越えて反対車線に進入してきたため、バスと正面衝突したもの。

（４）乗合バスの車内事故②
６月２５日（木）午後０時０分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客２０名を乗せて運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、バス停において、降車しようとした乗客２名のうち１名が降車していないにもかかわらず、バスの運転者が、他の乗客とともに降車を完了したものと見誤り、バスを発車させたことから、乗客が車内で転倒した模様。

（５）法人タクシーの踏切事故
６月１９日（金）午前７時２５分頃、熊本県の市道と交差する踏切において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、電車と接触した。
この事故により、タクシーの乗客１名が軽傷を負った。
事故は、タクシーが遮断機及び警報機がある踏切に対し、道路から右折進入したところ、踏切の出口付近が狭隘であったため、対向車とすれ違うことが困難となり、タクシーの車両後部が踏切内にとどまった状態で停止したことから、遮断機が下り、進行してきた電車と接触した模様。

（６）法人タクシーの死傷事故
６月２１日（日）午前１時４０分頃、兵庫県の国道交差点において、同県に営業

所を置く法人タクシーが空車で運行中、歩行者１名をひいた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、信号のある交差点でタクシーが青信号により進入しようとしたところ、赤信号で自転車を押しながら横断する歩行者に気付くのが遅れ衝突した模様。

◇◇◇

平成２６年度は、「乗合バスの車内事故防止」をテーマに、最近の車内事故発生状況や、乗合バスの車内事故を防止するための具体的な取組方、課題等に関する情報を共有し、検討メンバー各社がトライアルを実施するなどの検討を行い、今般、車内事故防止に、より効果が期待できると考えられる取組を事例としてまとめました。今後、これらの取組事例を参考に、車内事故のさらなる防止に取り組んでまいります。
なお、バスは走行中、不意な飛び出しなどによる事故を避けるため、やむを得ず急ブレーキや急ハンドルをすることがあり、車内のバス利用者が転倒するなどの事故につながってしまうケースもあります。バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf
◇◇◇

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。
◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆